

給与所得者の年末調整

税務課

■年末調整とは

給与所得者については、通常、その年の最後の給料または賞与が支払われる際に、所得税の精算が行われるため、大部分の方は確定申告をする必要がありません。この精算手続は「年末調整」と呼ばれており、この「年末調整」により所得税が納め過ぎの場合には還付され、不足の場合には徴収されることとなります。

「年末調整」では、次のような控除が受けられますので、必要な申告書を勤務先へ提出して、これらの控除を正しく受けてください。

●主な控除と必要書類

各種控除	勤務先への提出書類
配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除 など	扶養控除等(異動)申告書
配偶者特別控除	保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書
社会保険料控除	
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	
地震保険料控除	住宅借入金等特別控除申告書
住宅借入金等特別控除	

詳しい内容については岐阜南税務署にお尋ねください。
また、国税庁ホームページでもご確認ください。
<http://www.nta.go.jp>

町県民税の特別徴収(給与天引き)についてのお願い

税務課

給与所得者にかかる町県民税は、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じように「特別徴収方法(給与支払者が給与から天引きする)」によって納付するものと定められています。(地方税法第321条の3、第321条の4)。

源泉徴収義務者で、町県民税の特別徴収(給与天引き)を行っていない皆さんにつきましては、この税法の趣旨をご理解いただき、特別徴収(給与天引き)への変更をお願いします。詳しくは役場税務課までお尋ねください。

電話音声とファクシミリによるタックスアンサーサービスの終了のお知らせ

税務署

「電話音声とファクシミリ」による「タックスアンサー」のサービスは、平成21年11月30日をもちまして、終了させていただきます。

なお、インターネット(携帯電話サイトを含む)によるサービスは、今後も引き続き時期に応じた税情報などを提供していきますので、ご利用ください(国税庁ホームページ[<http://www.nta.go.jp>]からのご利用が便利です)。

また、税に関する一般的なご相談は、お近くの税務署にお電話の上、音声案内に従い「1番」を選択していただければ、国税局の「電話相談センター」の職員が対応しますので、ご利用ください。


有限会社 東海ギフト セレクト・コンサルティング
岐阜お葬式案内サービス
<http://www.kansya-bt.com> **BlueTree** GROUP
 笠松町北及1808 Tel.058-388-7330

不動産取引全般

赤門不動産

羽島郡笠松町北及

☎387-3304